

標章及びマスコット等使用の手引き

●●●● やまとの 鼓動 未来へ 響け ●●●●

はじまりの地 **なら** 国スポ・全スポ

第85回国民スポーツ大会

2031

第30回全国パラスポーツ大会



©NARA pref.

第85回国民スポーツ大会・第30回全国パラスポーツ大会
奈良県準備委員会



令和8年9月1日施行

使用手続きについて

- 次の方法で、申請をお願いします。

メール・郵送	申請書(様式第1号)をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、 <u>必要書類とともに</u> 、下記申請書送付先へ提出してください。 ※ 利用申請書の様式は、大会公式ホームページからダウンロードできます。
--------	--

〔必要書類〕 **※デザイン案等の添付が必要です。**

- ・ 利用する物件の見本(見本、レイアウトなど)

- 申請から許可までに少なくとも2週間程度の時間がかかります。
利用を検討される方はお早めにご相談ください。
- 使用申請書等提出先・お問い合わせ先
第85回国民スポーツ大会・第30回全国パラスポーツ大会
奈良県準備委員会事務局

〒630-8501奈良県奈良市登大路町30番地
(奈良県地域創造部国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会課内)

電話:0742-27-8910

メール:kokuspo@office.pref.nara.lg.jp

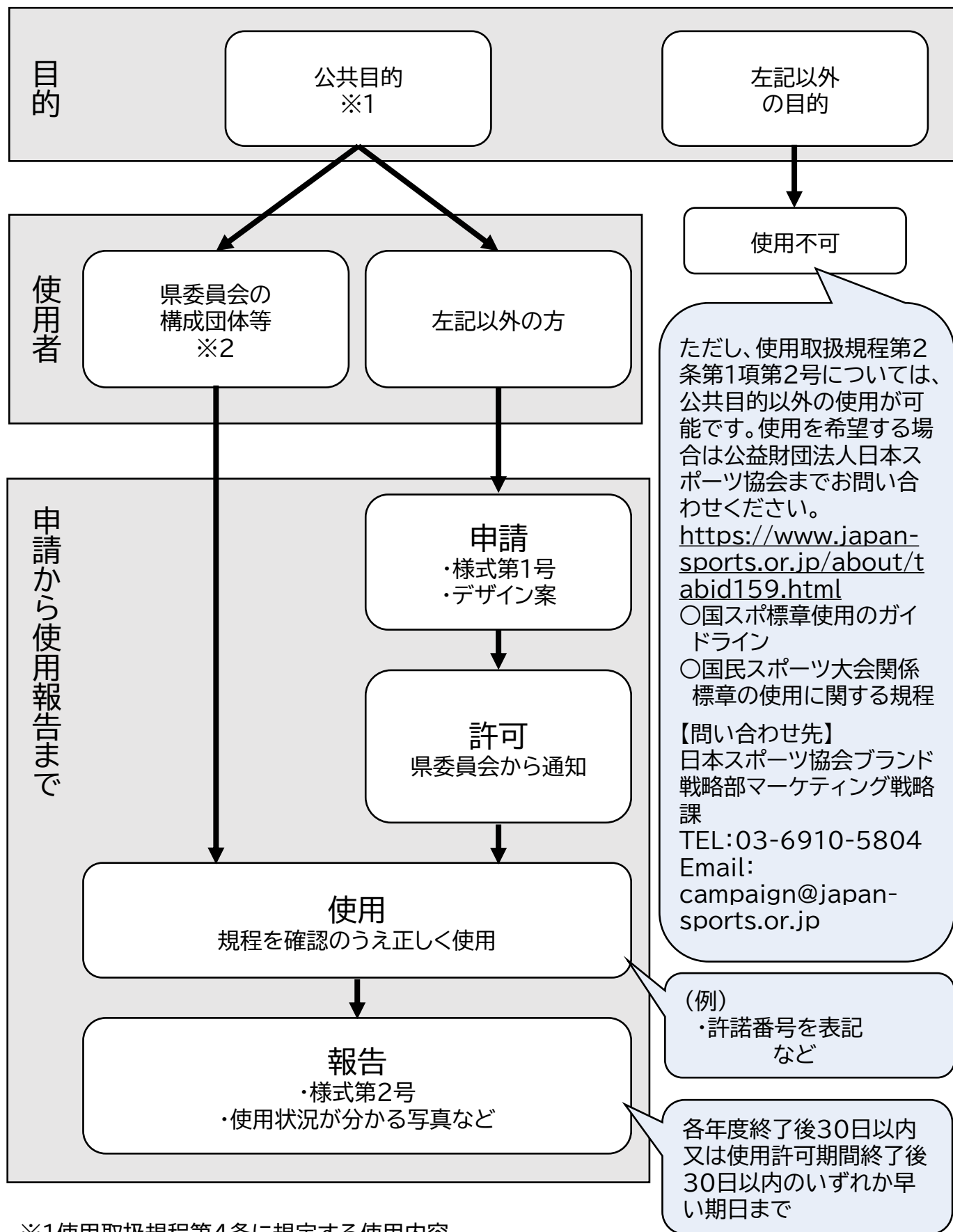
使用できる標章について

使用取扱規程第2条

	区分	標章
第1項 第1号	国民スポーツ大会マーク・ブランド ロゴ	
第1項 第2号	国民スポーツ大会を表す文字	国民スポーツ大会 国スポ JAPAN GAMES 第85回国民スポーツ大会 第85回国民スポーツ大会・第30回全国パ ラスポーツ大会
第1項 第3号	第85回国民スポーツ大会の愛称の 文字	はじまりの地なら国スポ・全スポ はじまりの地なら国スポ
第2項 第1号	両大会の愛称及び第85回国民ス ポーツ大会の愛称のロゴ	はじまりの地  国スポ・全スポ はじまりの地  国スポ
第2項 第2号	第30回全国パラスポーツ大会の愛 称の文字及びロゴ	はじまりの地なら全スポ はじまりの地  全スポ
第2項 第3号	スローガン その他規定書体	やまとの  未来へ  
第2項 第4号	マスコット	 

全国パラスポーツ大会のシンボルマークについては、日本パラスポーツ協会に
お問い合わせください。

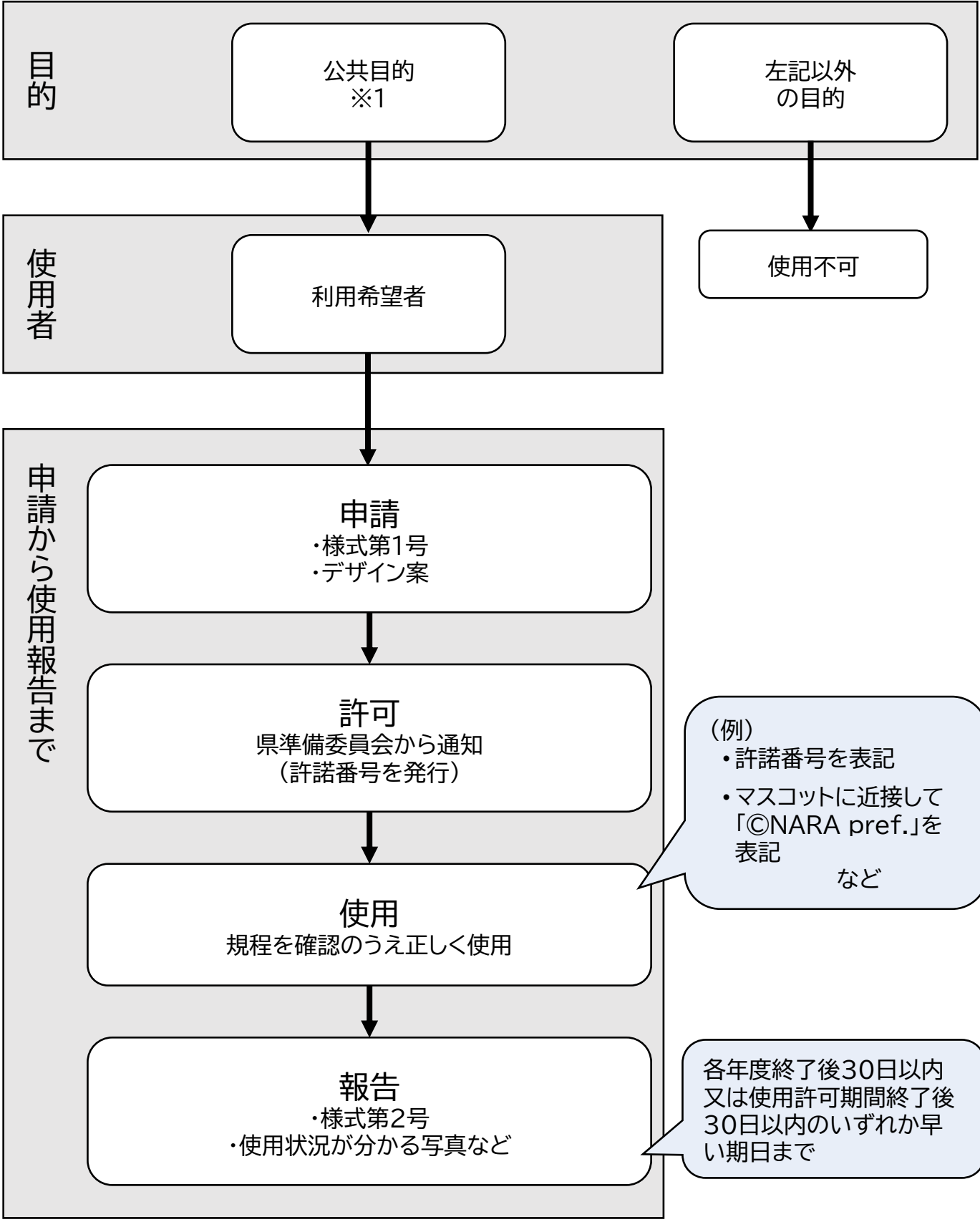
使用取扱規程第2条第1項第1号～第3号および同条第2項第1号～第3号(マスコット以外)を使用する流れ



※1使用取扱規程第4条に規定する使用内容

※2使用取扱規程第5条第1項各号に該当する者

使用取扱規程第2条第2項第4号(マスコット)を使用する流れ



※1 使用取扱規程第4条に規定する使用内容

公共目的とは(使用取扱規程第4条)

標章及びマスコット等は、以下に掲げる公共目的による使用の場合に限り、無償で使用することができます。

◆標章の場合◆

- ① 資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、国スポの開催に寄与すると認められるとき。
- ② 国スポに対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- ③ 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- ④ その他会長が国スポの開催に寄与すると認めるとき。

◆マスコット等の場合◆

- ① 資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認められるとき。
- ② 一般へのスポーツ又は両大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- ③ 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- ④ その他会長がスポーツ又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認めるとき。

≪主な使用例≫

【国、市町村など】

- 委員会資料に掲載したい ○広報誌に掲載したい ○両大会のPR看板、のぼり旗をつくりたい
- 啓発グッズをつくりたい(無償配布するものに限る)

【スポーツ(体育)協会、競技団体など】

- スポーツ大会のプログラムや機関誌に掲載したい
- チームのTシャツをつくりたい

【学校など】

- 校内行事のプログラムに掲載したい ○運動会の旗にマスコットを入れたい

【民間企業】

- 社内報に掲載したい(外部へ配布せず、企業の販売促進につながらないもの)

【報道機関】

- メディア(テレビ、新聞、インターネット等)を通して大会に関する報道をしたい

【その他】

- 有志で組んでいるチームのユニフォームにマスコットを入れたい(無償配布するものに限る)

※ ただし、制作物、広報物全体として、特定の企業や団体のPRに繋がると判断される場合は、商業目的使用に該当する可能性があります。